

商品力・営業力強化支援事業業務委託仕様書

本仕様書は商品力・営業力強化支援事業業務委託について、長崎県食料産業クラスター協議会（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対する委託業務内容を示すものである。

1. 業務の目的

本業務は長崎県内の食料品製造業者等が有する商品について、国内高付加価値市場での販路開拓を目的に、専門的知見を有する支援事業者を通じ、中小企業者の実情に応じた商品力・営業力の強化支援を行う。

なお、本公募は本事業に係る令和7年度補助金の交付決定後、速やかに事業を開始できるようにするため、募集の手続きを行うものです。業務委託は、本事業に係る令和7年度補助金の交付決定が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

2. 業務の内容

委託者が選定した対象企業（5～10社程度を予定）に対し、以下の業務を行う。

(1) 事前調査

対象企業へのヒアリングやアンケート等を通じ、現状把握や課題抽出を行い、商品力や営業力向上に向けた事前調査を行うこと。調査後は対象企業ごとに事前調査報告書を作成すること。

(2) 商品力・営業力強化支援

商品評価・アドバイス会や営業力アップ相談会等を通じ、対象企業の課題等に応じた商品やデザインの改良、商品 PR 資材（販売促進物）の改良等に係るフォローアップ、営業戦略策定に係る指導や営業同行等を行うこと。支援にあたっては、対象企業ごとに支援記録簿（支援計画書や活動記録等）を作成すること。

(3) 展示会出展に向けた全体セミナー企画

「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」出展者（対象企業を含む）向けに「国内高付加価値市場に対する販路開拓」を目的とした全体セミナーを企画、実施すること。

(4) 成果報告書の作成

対象企業への支援終了後は効果測定等を行い、企業ごとの支援実績及び成果を取りまとめたうえで、全体の成果報告書を作成し、提出すること。

3. 委託期間

契約日から令和8年3月6日（金）まで

4. 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

5. 業務の報告

受託者は、業務に関する活動状況及び進捗状況について、委託者が必要と認めるときは、報告を行わなければならない。

6. 事業完了報告

(1)本業務完了後、令和8年3月6日（金）までに下記の書類を提出すること。

- ・各企業への支援記録（支援計画書・活動記録等）
- ・成果報告書（全体及び個別）（事前調査報告書を含む）

(2)納品場所

〒850-0031

長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階 長崎県中小企業団体中央会内
長崎県食料産業クラスター協議会

7. 委託先の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

詳細は別途「募集要項」及び「評価基準」にて定める。

8. 委託先に求める要件

中小企業支援実績を有する法人・団体・個人

商品開発・販路開拓に関するコンサルティング経験があること

地域企業の実情に応じた支援が可能であること

原則として本市（または本地域）での現地対応が可能なこと

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1)個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2)守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

11. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

12. その他

- (1)業務上疑義が発生した場合は、委託者及び受託者の協議で業務を進めるものとする。
- (2)契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。